

～改正会社法の施行等に伴う開示府令改正の開示分析～

当ディスクロージャー分析レポートでは、改正会社法の施行等に伴う開示府令改正について、JPX日経インデックス400（2021年12月現在）の3月末決算の会社（295社）を調査対象として、有価証券報告書にどのように記載されているか調査・分析を実施した。

はじめに

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号、以下、改正会社法という）が、2019年12月に公布された。会社法の改正に伴い、開示府令についても①株式交付制度の導入に伴う改正、②補償契約、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の開示、③役員の報酬等の開示の拡充等が行われ、改正会社法の施行日に合わせて、2021年3月1日から施行されている。

これらの改正は2021年3月期の有価証券報告書から適用されており、JPX日経インデックス400（2021年12月現在）の3月末決算の会社（295社）を調査対象として、有価証券報告書にどのように記載されているか調査・分析を実施した。

調査結果について

①株式交付制度の導入に伴う改正

改正会社法により、完全子会社とすることを予定していない場合であっても、株式会社が他の株式会社を子会社とするため、自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる制度として、「株式交付制度」が新しい組織再編手法として新設された。これに伴い、開示府令では、株式交付が行われることが決定された場合、「事業の状況」の【経営上の重要な契約等】に概要を記載することとされた。

調査対象会社では、【経営上の重要な契約等】に「株式交付」を記載している会社が無かったため、対象を全上場会社としたところ、1社だけ株式交付を行うことを決議した旨を記載している会社があった。これは株式交付を行うためには、原則として、株主総会決議が必要であり、株式交付制度は2021年3月1日施行のため、適用初年度の決算に与える影響は限定的であったためと考えられる。

②補償契約、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の開示

これらの契約は、第三者から役員等への損害賠償請求の費用等を補償又は補填するものであるが、以下のような点が見られる。

- ・契約内容によっては役員等の職務執行の適正性に影響を与えるおそれがある。
- ・利益相反性がある。

このため、契約に関する情報を株主に提供する必要性が高いと考えられることから、改正会社法ではこれらの契約に関する記載事項が新設されている。これに伴い、開示府令では、補償契約や役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結した場合、「提出会社の状況」の【(1)コーポレート・ガバナンスの概要】に締結した契約の内容の概要を記載することとされた。

調査対象会社にて、これらの契約を開示していた会社は以下のとおりである。

	会社数
補償契約	24社
役員等賠償責任保険契約	184社

補償契約については「該当はありません」と開示していた会社が多数派で、実際に補償契約を締結していた会社は10社であった。一方、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）は、従前から上場会社を中心に広く普及しており、その法的位置付けや手続きなどを今回の会社法改正で明確化したものである。

こちらの改正も2021年3月1日施行であり、施行日である2021年3月1日以後に締結（又は更新）されたこれらの契約に係る事項に限るという経過措置が設けられているが（附則第3条）、「記載対象として新たに追加された補償契約及び役員等賠償責任保険契約については、従前の責任限定契約と同様、提出日の時点で締結されているものを記載すべきと考えます。」とされているため（府令改正時のパブコメNo.13）、有報提出日の時点で契約を締結している会社が記載したと考えられる。

③ 役員報酬等の開示

改正会社法では、2021年3月期から役員報酬等に関する開示の充実が図られており、開示府令においても新たに設けられた規定を考慮して、以下の開示府令の改正が行われている。

a 「報酬等決定方針」に関する規定

開示府令では従前から、役員の役職ごとの報酬等決定方針が定められている場合には、当該方針の内容の記載を求める規定はあったが、取締役の報酬等決定方針として記載しなければならない事項について、特段の規定は設けられていなかった。

改正会社法を受けて、会社法施行規則に基づいて定められた報酬等決定方針に関する事項を【(4) 役員報酬等】に記載することとされた。

イ 当該方針の決定の方法

ロ 当該方針の内容の概要

ハ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由

なお、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針については、提出日現在の状況を記載することとされ、事業報告と異なる点に留意が必要である。

b 「報酬等実績」に関する規定

役員報酬等の種類別の例示として、「非金銭報酬等」が追加され、有価証券報告書においても「非金銭報酬等の内容」を開示することとされた。

記載例（財務会計基準機構の作成要領を参考にした場合）

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のう ち、非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役 を除く)	499	270	129	100	XX	5
監査役 (社外監査役 を除く)	14	11	—	3	—	2
社外役員	16	16	—	—	—	3

(注) 取締役（社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、業績連動報酬 XX 百万円であります。

上記の記載例の他に、弊社の「有価証券報告書 記載例（連結あり2021年版 P230）」には、3つの参考例を記載しており、調査対象会社がどのパターンにて開示していたかについては、以下のとおりである。

参考例	会社数
財務会計基準機構の作成要領を参考にした場合	48社
経団連ひな型の記載例を参考にした場合	56社
業績連動報酬を金銭報酬と非金銭報酬等に区分する場合	12社
非金銭報酬等を種類別に記載する場合	7社
合計	123社

前期以前は、経団連ひな型の記載例のような記載が多く、先に事業報告で作成していることもあり、「経団連ひな型の記載例を参考にした場合」が最も多かった。この他に表形式で「非金銭報酬等」を記載する以外にも、報酬の決定方針にて記載している会社や、表の脚注にて記載している会社も多数見られた。

c 「報酬等決定手続」に関する規定

実務上、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役等に委任すること（いわゆる再一任）がされている場合があることを踏まえ、事業報告において、取締役の報酬等の内容の決定についての再一任に関する事項を記載しなければならないこととされた。これにより、再一任に関する事項について、有価証券報告書においても記載することとされた。

おわりに

役員の報酬等の開示については、2年前の2019年3月期の有価証券報告書において、既に役員の報酬等に関する開示の充実が図られているにも関わらず、何故また改正を行うのかという声もあるが、改正会社法で新たに設けられた規定を考慮して、事業報告と有価証券報告書の開示の平仄を合わせるため、開示府令の改正が行われたと考えられる。このように、会社法の改正が有価証券報告書へ与える影響は少なくなると考えられるため、12月決算会社等でこれから有価証券報告書を開示する会社は留意されたい。

以 上